別表第一の三中「平成二四年三月三一日」を「平成二五年三月三一日」に改め、同表第一〇〇八・六〇号を次のように改める。

一〇〇八・六〇	ライ小麦						
	二　その他のもののうち別表第一第一〇〇八・六〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一円六三銭	一キログラムにつき一円二七銭	一キログラムにつき一〇円九〇銭	一キログラムにつき一〇円五三銭	一キログラムにつき一〇円一七銭	一キログラムにつき九円八〇銭

別表第一の三の二中「平成二四年三月三一日」を「平成二五年三月三一日」に改める。

別表第一の六中「平成二四年三月三一日」を「平成二五年三月三一日」に改め、同表第一三項中「第一〇〇八・六〇号」を「第一〇〇八・六〇号の二」に改める。

別表第一の七第四五項中「第一〇〇八・六〇号」を「第一〇〇八・六〇号の二」に改める。

別表第一の八中「平成二四年三月三一日」を「平成二五年三月三一日」に改める。

別表第二第〇九一〇・一一号中

「	(二)　その他のもの	無税 」を
	B　その他のもの	無税 」に改める。

別表第二第一二一一・九〇号中

「	四　その他のもの	無税 」を
	(二)　その他のもの	無税 」に改める。

（コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正）

第四条　コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号を同条第三号とする。

第四条中「取りはずされた」を「取り外された」に、「三月間」を「一年」に、「三月を」を「一年を」に、「国際運送」を「貨物の運送」に改める。

第五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「国際運送」を「貨物の運送」に改める。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条から第十八条までを一条ずつ繰り上げる。

第十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十八条とし、第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とする。

（関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち関税法第百五条の改正規定中「第六十七条の四第三項」に改め」の下に「、同項第四号の二中「関係者」の下に「（次項において「輸出者等」という。）」を加え、「又は」を削り、「を検査する」を「その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め」を加え、「前項第六号」を「前項第四号の二又は第六号」に改め、「により」の下に「輸出者等又は」を、「応じて」の下に「当該輸出者等又は」を加える。

第三条のうち関税法第百十四条の二第十号の次に一号を加える改正規定中「第百五条第一項第六号」を「第百五条第一項第四号の二又は第六号」に改める。

附則第二条第三項中「新関税法第百五条第一項第六号」を「新関税法第百五条第一項第四号の二及び第六号」に改め、「以後に」の下に「同項第四号の二に規定する輸出者等又は」を加え、「輸入者等」を「輸出入者等」に、「当該輸入者等」を「当該輸出入者等」に、「旧関税法第百五条第一項第六号」を「旧関税法第百五条第一項第四号の二又は第六号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中関税法第六十八条の改正規定及び同法第九十四条の改正規定　平成二十四年七月一日

二　第三条中関税暫定措置法第十三条の改正規定及び同法第十四条の改正規定　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行の日

三　第二条中関税法第十五条の改正規定、同法第十五条の二の改正規定、同法第十六条の改正規定、同法第十八条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）、同法第九十九条の改正規定（「承認又は」の下に「第十六条第三項ただし書（貨物の積卸し）、」を加える部分に限る。）、同法第百十四条の改正規定及び同法第百十四条の二の改正規定並びに附則第五条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の関税法（次条第二項及び附則第六条において「新関税法」という。）第九十四条の規定は、前条第一号に定める日以後に輸出又は輸入が許可された貨物について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。次項において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2　新関税法第百十七条第二項の規定は、この法律の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「第九項」を「第十二項」に、「第七項」を「第十項」に改める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新関税法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新関税法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦